

日本中世における「水辺」の支配

— 播磨国矢野庄の「河成」をめぐる —

橋 本 道 範

- I. はじめに
- II. 「水辺」の地域資源
 - (1) 矢野庄の「水辺」
 - (2) 「水辺」の水産資源
- III. 「河成」とは何か
 - (1) 「河成」の定義
 - (2) 「河成」の認定
- IV. 矢野庄の「河成」認定
 - (1) 「河成」認定の実際
 - (2) 内検なき「河成」認定
- V. おわりに—「河成」と地域資源—

I. はじめに

自然の規定性という問題を改めて正面から問い直そうという動向は、単線的ではないが、徐々に日本中世史分野で広がりつつある¹⁾。こうしたなかで論者は、「自然の主体性」を一方の軸とする新しい歴史観の創造を歴史学の課題として提起した²⁾。その理由の一つは、過去数千年の気温や降水量の変動が年単位で判明するという事態を受けて³⁾、かつて網野善彦が提示しながら深めることがなかった「自然そのものの「論理」」⁴⁾と生業や支配とがいかに関わりあっていたのかについて具体的に議論できる可能性がでてきたと考えているからである。

そこで、本論では、陸域と水域とが推移する環境、生態学的にエコトーンと呼ばれる環

境(以下、本論では「水辺」とする)に焦点を当て、「水辺」の地域資源の一つである魚類の歴史的意義を論ずるために、「水辺」の支配システムの実態とそこにおける政治のあり方を解明したい⁵⁾。その分析の対象とするのは、すでに多くの研究・調査の蓄積がある播磨国矢野庄(現兵庫県相生市)における「河成」の認定である(史料上は「川成」とも「河成」とも記載されるが、本論では「河成」で統一する)⁶⁾。

矢野庄は、王家領として成立するが、後にその一部が東寺領となったことから、東寺文書によって15世紀前後の支配の実態を分析することが可能である⁷⁾。しかも、榎原雅治によって検注帳に記載された地名が現地比定されており⁸⁾、少なくとも小字レベル、場合によっては、耕地一筆レベルで「河成」の実態を明らかにすることができる可能性もある。

「河成」とは何かについては後で触れるが、ここで重要なのは、矢野庄の損免について検討した藤木久志が、損免要求を剰余生産物の在地留保の運動と捉えた佐藤和彦や笛木(福嶋)紀子らの農民闘争史研究を批判し⁹⁾、矢野庄の災害と損免の記録、矢野庄以外の「世間の情報」とを対比させて、「実にきめ細かい損免対応が行われていた」と結論付けた点である¹⁰⁾。また、田村憲美は、「河成」認定の政治性を指摘しつつも、中塚らが明らかにした降水量の数十年程度の周期的変動を示

キーワード：河成、播磨国矢野庄、内検、水辺、水産資源

すデータと「河成」出現の記録とが「ほぼ符号」「ほぼ合致」しているとし、「河成」が現実の耕地の水域化を反映し、新たに発生した「河成」は、ある程度はその都度認定されたと結論付けている¹¹⁾。さらに、「応永十年代に始まり永享初年をピークとして寛正年間まで続いた未曾有の旱水害の頻発」を指摘する伊藤俊一も、「まずは百姓等の声を信じて」河成を含む損免の状況を検討し、「矢野庄の年貢収納の低下については、実際に検使が派遣されて内検が行われており、すなわち荘の荒廃を示すものであった」と述べている¹²⁾。

これらの議論は、自然の規定性という問題を考える上で極めて重要な議論であり、ひいては、論者が目指している「主体である自然と、自然の一部でありながら主体である人間とが、互いに影響しあいながら変化していくという」物語を描く上で重要である¹³⁾。しかし、後に触れる農民闘争史研究が明らかにしてきたとおり、「河成」は極めて政治的に認定されるのであり、これらの議論は、降水量の変動という事実と「河成」認定という事実とを性急に結びつける余り、「河成」認定をめぐる「政治」という大きな問題が軽視されているのではないだろうか。論者は、降水量の変動のデータと「河成」認定の事実とが合致しているかどうかではなく、降水量の増加による地形（人為的な水田などの環境も含む）の変化という事態に対して、いかなる政治が行われたのかが歴史学にとって重要であると考えている。その上で論者は、災害でさえも利用しようとするしたたかな政治をも組み込む環境史を目指したいのである。

そこで、本論では、こうした研究史を参考にしながら、まず、矢野庄の「水辺」の地域資源を措定し（第Ⅱ章）、次に、「河成」をめぐる制度と政治について再確認したい（第Ⅲ章）。その上で、矢野庄における「河成」認定の実態を明らかにし（第Ⅳ章）、最後に、地域資源にとって「河成」という制度と政治

とがどのような歴史的意義を有していたのかについて考察したい（第Ⅴ章）¹⁴⁾。

Ⅱ. 「水辺」の地域資源

(1) 矢野庄の「水辺」

矢野庄の「河成」を分析するにあたって、最初に問題としなければならないのは、矢野庄の地形についてである。矢野庄はほぼ相生市域に相当するが（図1参照）、水系及び河況に注目すると、相生湾に臨む苧谷川・佐方川・相生大谷川など狭小な流域しかもたない水系に属する地域（旧市内地域）と、千種川の支流である矢野川及び小河（おうご）川の水系に属する地域（矢野・若狭野地域）とに二つに区分できる¹⁵⁾。本論では、当面矢野川流域に限定して論を進めたいが、高橋学は矢野川流域の地形を分析し、平野が0.5メートル

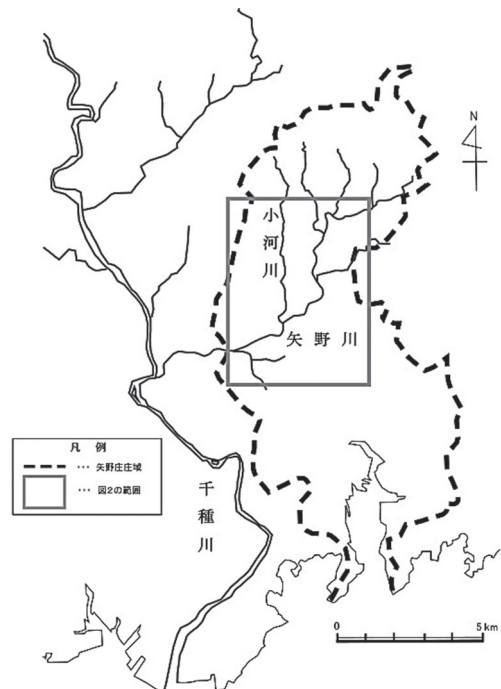


図1 播磨国矢野庄庄域図

資料：千種川の日実行委員会発行、千種川水系の川遊び・資源マップ、及び馬田綾子「矢野荘」『講座日本荘園史8 近畿地方の荘園Ⅲ』吉川弘文館、2001所収「図1 矢野荘の範囲」を参考に作図した。

ルから2メートルの崖によって二面に分かれることを明らかにした¹⁶⁾。この崖より高位の面はほとんど氾濫によって影響を受けることはなく、仮に受けたとしても土砂が堆積することはないという。高橋はこれを完新世段丘面と呼んでいる。それに対し、崖より下位の面は現氾濫原面と呼ばれ、氾濫によって大きな影響を受け、土砂によって田畑が埋没することがある。

ここで高橋の議論が重要なのは、この完新世段丘面が形成されたのが、8世紀から11世紀であると推定した点である。これは、ボーリング調査や遺跡の地表観察に基づくもので、高橋によれば、揖保川、千種川流域をはじめとする瀬戸内東部の臨海平野でも12世紀末までには段丘化が完了しているという。この理解が妥当だとすれば、この現氾濫原こそまさに15世紀前後に「河成」が頻繁に認定される地帯であるといえよう。本論でいう「水辺」は、この現氾濫原を指すこととしたい。なお、矢野川本流が小河川と合流して水量が増加するところで特に堤防が決壊しやすいと高橋が指摘している点は留意しておきたい。

(2) 「水辺」の水産資源

では、中世の矢野庄の「水辺」にはどのような地域資源が存在していたのであろうか。この点に関する最も重要な手掛かりは、永和2(1376)年5月日の「播磨国矢野庄供僧・学衆両方年貢并雑穀以下員数目録」である¹⁷⁾。これによれば、14世紀の矢野庄全体の年貢等は、米227石余、夏麦22石余、大豆16石余、粟并蕎麦5石余、粟3石余、麻苧20目と北山地子1貫500文、公事銭20貫文である。これらのうち、地子と公事銭は銭での収取であるので対応する地域資源を明らかにできないが、残る米、夏麦(大麦や小麦)、大豆、粟、蕎麦、粟、苧麻こそが矢野庄の主要な地域資源であるといつてよく、これらのなかには「水辺」の地域資源も含まれていると考えて

よいだろう。

しかし、「水辺」という環境がもつ特質から考えると、重要な資源が抜け落ちていると言わざるを得ない。その一つは、植物資源である。矢野川流域の現氾濫原には当然多様な植物が存在し、資源として利用されてきたものと思われる。ただ、相生市域の現植生については、中西哲が報告し¹⁸⁾、武田義明が概説しているもの¹⁹⁾、現氾濫原について特に記述されているわけではない。今後の検討課題としておきたい。

そして、もう一つが魚類である。矢野川の魚類相については報告がないが、概ね千種川と同じであったと考えてよいだろう²⁰⁾。千種川の魚類相については、兵庫陸水生物研究会がまとめており²¹⁾、純淡水魚39種(コイなど)、通し回遊魚8種(アユなど)が報告されている。これらを本論では、「水産資源」と呼んでおきたい。これらのうち、アユ、コイ、ギンフナ、カジカ、ナマズ、ウナギ、モロコの7種は、15世紀の貴族、山科家の周辺で贈答品などとして消費されており²²⁾、資源として利用されていなかったとは考えられない。しかしながら東寺の徴税の対象外であったとすれば、水産資源は完全に地域に留保される地域資源であったといえることができる。

Ⅲ. 「河成」とは何か

(1) 「河成」の定義

では、矢野庄が東寺領であった14世紀から15世紀において、「水辺」の水産資源はどのような意義を有していたのであろうか。その点を考えるために、本論では「水辺」の支配システムである「河成」について考察する。

「河成」とは、田村によれば、「検注によって年貢を負担すべき定田(公田)と認定された田地が、地目を変更されて改めて年貢負担を免除される地目に認定され直すことである」²³⁾。「河成」は土地調査である検注によって成立するとこれまでされてきた²⁴⁾。検注は

領主権の及ぶ範囲を確認する行為で、「河成」は荘園制成立期には存在していた²⁵⁾。

富澤直人による整理によれば、検注は、正検と内検とに分かれる。正検は土地台帳を作成するために行われるもので、耕地一筆ごとの所在、面積、状況、権利関係を明らかにするものである。一方、内検は、正検以外の検注をいい、正検による土地台帳を基に毎年収穫額を確定するものと、毎年内検が実施されないため、要求に応じて実施されるものがある。

「河成」は、辞書的には、「洪水による荒廢田は特に「河成」とよばれた」²⁶⁾とか、「洪水などによって流出・崩壊して耕作不能となった荒地。検注帳・算用状で除分とされ年貢・公事は免除された」²⁷⁾と説明されている。「河成」は荒地であるという理解である。しかし、これは「河成」の語義から考えても不十分な理解ではないだろうか。

これらに対して、保立道久は、「河成」を「無地本」(ちもとなし)の一種類と捉えている。「地本」とは、これまでの研究史では、「給免田などの職の体系に付属する権利とは別の、土地そのものに対する、いわば地主的な所有権」とされてきたが²⁸⁾、保立によれば、畦畔のメッシュによる空間分割を本質としたもので、「一町四方の畦畔の坪並のメッシュの下に占取されている田畠を呼称する用語」で、「畦畔システムの下に領有された大地の位置や面積を表示する、行政上の抽象的な用語」であるという²⁹⁾。そして、「無地本」については、「田地の畦畔構造に問題が発生し、畦本・縄本という表現ができない状態に陥った土地を意味するといえよう」と述べている。

この「畦畔システム」に関する議論が、条里地割が施工されていない田地にも当てはまるものであるのか、論者にはいま俄かに判断できないが、畦畔構造に問題が発生した「河成」とは、完全に水域化された空間、つまり

河そのものではないだろうか。「無地河成」とも呼ばれたように(195など)³⁰⁾、地はなく、したがって荒地ではなく、河そのものと考えたい³¹⁾。

この点を裏付けるのが、水損と河成の違いである。矢野庄の事例で述べれば、貞和5(1349)年の「西方河成并水損内検帳」に次のようにある³²⁾。

【史料1】

〈公田 西竹原)佃 一一口 (一)反冊内
〈水損冊五 〈明年ハ作候ヘシ〉 分米四斗五升
ウスル分)

〈重藤十六名并佃加定)当年水損田八反冊
五 分米四石一斗六升 二合 〈是ハ当年ハカリ

リ〉
〈公田并佃)当年水損田九反 分米三石五
斗四升八合 〈是ハ当年ハカリ

*以下、傍注・割注等は〈 〉で示す。見せ
消ちは四角で囲んだ。下線は橋本による。

つまり、水損と河成の根本的な違いは、水損は「当年ハカリ」で、「明年ハ作候」という領主・代官等と百姓等の認識と意志が共有されているという点である。とすれば、「河成」とは、「翌年も河であることが確実と認定された領主権の及ぶ元耕地」と定義されよう。

ちなみに、参考として18世紀の『地方凡例録』を掲げると、「高内連々引之事」のなかで、「川成引」については、「是ハ洪水の節、田地悉く押抜け、川に成か、或ハ堤切れ入り、切所の方水勢強く本川ハ干上り、切口深く掘て、水留等叶ひがたく、自然と新川出来、川筋違ひたる分、又ハ堤切所深堀にて、元の所へ堤を築立がたく、田畑の内へ堤を引き、堤外の田地は川に成たる類も、亦高の内引に立ることなり」とある(下線は橋本)³³⁾。

これを訳してみると、「これは洪水のとき、①田地がすべて水で抜けてしまい、河になるか、②あるいは堤防が切れて水が入り、切れた方の水の勢いが強く、もともとの川は干上

がり、切り口が深く掘られて、水を止めることができず、自然に新川ができ、川筋が変更されたもの、③または、堤防が切れたところが深く掘られ、もとのところへ堤防を築き立てることができず、田畑の内側へ堤防を築き、堤防外の田が川になったようなものも、また年貢高から引くことである」となる。つまり、河そのものである。

(2) 「河成」の認定

とすれば、次なる課題は、この「河成」がどのように認定されたのかという問題である。ここで注意しておかなければならないことは、正検は、何らかの実測をする実検（「目測」も含む）にせよ、従来の土地台帳の記載をそのまま承認する居合にせよ、いずれも、徴税対象である「定田」や徴税が免除される「除田」（ここに「河成」も含まれる）を決定し、検注結果を目録として確定させる「目録固め」「目録沙汰」、すなわち、「談合」による利害の調整と合意形成が行われなければ業務が完了しないということである。検注は、そもそも最初から「領主・農民間の激しい葛藤の結果」であり³⁴⁾、いわゆる農民闘争を含む政治の所産であった。

一方、黒川直則や馬田綾子が明らかにしている通り、内検もまた政治的所産である³⁵⁾。そもそも内検を実施するかどうかから領主と百姓等との駆け引きの対象であったし³⁶⁾、そこにおいては申状を携えて上洛する使者の役割が極めて重要であった。

この点を黒川や馬田が紹介する矢野庄の貞和5(1349)年の内検の事例で見てみたい。貞和5年といえ、在地に強い影響力を保持してきた寺田範長との争いがいったんは決着したものの、範長の後継者飽間光泰との政治的、軍事的緊張が続いている時期である。「庄家警固」が最優先の政治課題であった。学衆が補任される所務職（給主）は真言の高僧として名高い泉宝、その所務代官（政所）

は在地にいる秀恵と成円である。

矢野庄では同年閏6月頃から洪水が問題となり³⁷⁾、8月下旬に「河端流損」による損免を百姓等が求めている³⁸⁾。東寺が二人の所務代官及び公文・田所（以下、「代官等」とする³⁹⁾）に起請文を提出することを要求したところ⁴⁰⁾、9月21日付の起請文と代官等による「西方河成并水損内検帳」が提出された(166・167)。このときの起請文には、「□(当)御庄当年河成并水損、令見及候処、内検帳進上仕候、又□(百)姓等語をも不得候上八、上の御為、聊も無不忠之儀候」とある。この内検帳は、百姓等の影響を受けずに提出したというのである。

それを裏付けるように、9月26日付で28人が連署する百姓等の起請文と「損亡名坪付」が提出されている(168)。起請文には、「於当年損亡、不被加御検見之間、無力眼前損亡坪々等、払座、面々捧起請文、令言上所也」とあり、百姓等が独自に作成したものである。馬田は「大きな違いをみせている」と述べるにとどまっているが、表1でその内容を比較してみたところ、ほぼ一致しない。僅かに包真名、恒末名、末重名、少目で部分的に一致する可能性があるだけである。後者の坪付には公文代道印の耕作地が含まれているものの、両者はまったく別々に作成されたと判断せざるを得ない。前者の内検帳は代官等が主張する通り、百姓等との協議なく作成されたものであったと考えてよいだろう。同一の洪水という事態であっても、百姓等の利害と代官等の利害とはこれほど異なっていたのである⁴¹⁾。

そして、更に重要な事実が確認される。翌(1350)年2月、東寺学衆方は次のような命令を下している。

【史料2】

矢野庄学衆方去年々貢事、百姓等雖申入損亡、曾不及御免之処、為沙汰人身、遂自由立

表1 貞和5年の「河成」

(1)9月21日付内検帳				(2)9月26日付損亡名坪付			
名	地名	地名読み仮名	地目	内容	総面積	河成面積	河成面積
□□(成恒)							□□45代
□□(光貞)							30代
□恒(貞恒力)	ナカレタ	ナカレタ	田	当年川成	10代	5代	
延永							4反5代
紀十郎							2反10代
吉守	中田	ナカタ	田	当年川成	3反25代	5代	
	下カキ内	シモカキウチ	畠	当年川	15代	5代	
行貞							1反40代
清元	□木		畠	当年川成	30代	30代	
公文雑免	コセ本	コセモト	田	本川・当本川成	2反	本川10代・当本川成5代	
	セウキ	セウキ	田	本河・当年[]	2反	本河1反20代・当年[]	
是藤							1反
貞次							1反5代
貞延							1反10代
□延(貞延力)	セウキ	セウキ	田	本川成・当年[]	2反35代	本川成1反45代・当年[]5代	
重行							3反5代
慈仏	ナカレタ	ナカレタ	畠	当年川	35代	5代	
真藏							3反35代
未重							3反30代
助二郎	住内	スミウチ	畠	当年川	2反	5代	
近貞							3反20代
近守							2反
智善							1反
佃	門屋	カトヤ	田	当年川成・水損	10代	当年川成5代・水損5代	
	セウキ	セウキ	田	当年川	45代	5代	
	九反田	クタンタ	田	当年川成	1反	10代	
包延	サクラタ	サクラタ	田	当年川成	5代	5代	
	ナカレタ	ナカレタ	田	当年川成	20代	15代	
	[]タ		田	当年川成・水損	1反10代	当年川成10代・水損25代	
包真	ナラハラ	ナラワラ	田	当年川成	25代	20代	
	住西	スミニシ	田	当年川成也	10代	10代	
							2反30代
包末	コセ本	コセモト	田	当年川成	20代	5代	
恒口(未)(道印)							□□□(1反30カ)5代
恒末(即)							6反40代
恒末	井モシヤ	イモシヤ	田	当年川成	10代	5代	
	井モシヤ	イモシヤ	畠	当年川成	15代	15代	
時延	下荒三	シモコウソウ	畠	本川・当年川	1反10代	本川20代・当年川30代	
延里							□
秦五							25代
仏道(又三郎)							15代
平大夫入道							1反
未行	チクマ	チクマ	田	当年川成	35代	5代	
未重	(不明)		田	当年川成・水損	□反30代 (3反力)	当年川成5代・水損5代	
	ユノ木垣内	ユノキカキウチ	田	当年川成	30代	5代	
	住西	スミニシ	畠	当年川	2反	5代	
未方							20代
宗正							3反30代
行弘							30代
吉真							1反10代
六郎大夫							1反5代
紀大夫(重藤)	ナカレタ	ナカレタ	田	川成	3反30代	1反	
若狭(重藤)	ヌマ田	ヌマタ	田	当年川成	45代	5代	
	九反田	クタンタ	畠	当年川成	15代	15代	
少目							□
少目(重藤)	松原	マツハラ	田	当年川成・水損	1反20代	当年川成5代・水損5代	
善法(重藤)	クホタ	クホタ	田	当年川成・水損	4反40代	当年川成5代・水損5代	
又四郎(重藤)	井ノサキ	イノサキ	田	当年川・水損	1反25代	当年川5代・水損5代	
	住内	スミウチ	田	当年川成	20代	5代	
	セウキ	セウキ	畠	当年川成	1反	1反	

資料：貞和5年(1349)9月21日付「河成并水損内検帳」(167)、同年9月26日付「損亡名坪付」(168)より作成。

(1)の「河成并水損内検帳」には水損も記載されているが、紙数の関係で省略した。

用、被加判形於散用状之間、不可然之由、去年十二月廿三日被仰之、彼散用状被返遣給主方候畢、而彼年貢未進、于今不事行、何様子細候哉、此事偏為沙汰人、被兼帯百姓名故候歟、太以不可然候⁴²⁾、

つまり、「沙汰人」(公文・田所であろう)は、なんと東寺学衆方の命を無視して河成井水損を認定した算用状を勝手に作成していたのである。しかし、その企ては東寺学衆方に露見し、12月23日、算用状は給主臬宝に突き返されるのであるが、以後もその分の年貢徴収は進まない。東寺学衆方はこれに激怒し、「沙汰人」に対し、百姓名を兼帯しているからこのような失態になるのか、と叱責している。ところが、事態はこれでも収束しない。

翌(1351)年4月27日、「上御使」、政所代成円、公文藤原清胤、田所脇田昌範によって観応元年分の「学衆方散用状」が作成されているが、そのなかに「貞和五年之河成重藤拾陸名一石二斗二升三合〈延定〉」とある(180)。また5月4日、成円は観応元年分の算用状をなぜか単署で作成しているが、ここにも「貞和五年河成重藤十六名一石二斗二升三合」とある(183)。貞和5年9月29日付内検帳の「〈重藤十六名并佃色々加定〉分米 二石四斗二升一合」からは後退しているが、代官等としてはこの額で決着を図ろうとしたものと考えてよいだろう。

しかし、5月の東寺学衆方の事書には次のようにある。

【史料3】

一、散用状事

雖称損亡、不蒙免許分、任雅意、遂散用之条、太以不可然之由、先度厳密有其沙汰、被返遣散用状之处、以同篇、重進算用状之条、令嘲哂衆命歟、太以不可然⁴³⁾、

東寺学衆方は、代官等が提出した算用状を不

受理とし、再提出を命じたが、再提出されたものもまた同じ内容であったというのである。

観応2(1351)年、東寺領例名西方は、供僧方と学衆方に分割される。7月7日、公文藤原清胤と田所脇田昌範が「分帳」を作成しているが、そこには「貞和五年丑年新川分米」が明記された(185, 186)。これが貞和5年の「河成」に関する史料の終見である。供僧方が分米二斗六升六合、学衆方が分米四升八合、免除されている。僅か計三斗一升四合に過ぎず、これは少分である。しかし、領主である東寺学衆方の意志に反して、足掛け3年の歳月をかけて、貞和5年の「河成」は確定した⁴⁴⁾。これこそが小さくても政治であり、貞和5年の「河成」をめぐる政治的に勝利をおさめたのは代官等であると考えたい。

以上により、「河成」をめぐる内検の政治性は明白となったといえよう。貞和5年の「河成」は、ただ百姓等が要求しただけでなく、代官等も内検帳を作成して申請していることから、現実に水域化が発生したと断定したい。そして、陸域の水域化という事態を受けて、百姓等、代官等、そして領主もそれぞれ自らの利益を確保しようとした。敷衍すれば、自然災害さえも利用してそれぞれの利益を確保しようとしたのである。とすれば、「河成」とは、「水辺」という生産性の高い空間が水域化した際に、その利益・不利益を領主・代官等・百姓等が政治により調整するシステムであったと評価できよう⁴⁵⁾。このような政治過程を見ると、領主が認定した「河成」がそのまま洪水被害の実態を示しているわけではないことはもはや明らかである。

IV. 矢野庄の「河成」認定

(1) 「河成」認定の実際

では、以上の「河成」についての理解や内検の実態を踏まえて、実際に矢野庄の直務代官期における「河成」の実態を明らかにした

い。

表2は、データベースに基づいて作成した、年貢算用状が残されている貞和2(1346)年以降、東寺の直務代官支配が終わる寛正1(1460)年までの年表である。矢野庄の史料に「河成」が最初に現れる正安1(1299)年の

「例名実検取帳案」(21)以降も、また、寛正1年以降も「河成」が記載された史料は残されているが、今回の分析の対象からは除外した。

まず、「備考1」は、矢野庄をめぐる政治的動向である。東寺領となった正和2(1313)

表2 播磨国矢野庄河成年表

年号	西暦	認定有無	内検帳有無	算用状有無			河成分米 (斗)	代官		備考1(政治的情報)	備考2(災饑)
				学衆方	供僧方	公文名		学衆方	供僧方		
貞和2年	1346			○					多聞丸(実増)	斗代定め	
貞和3年	1347			○				泉宝			
貞和4年	1348			○						寺田氏離脱	
貞和5年	1349	●	■	○			11.223				洪水
観応元年	1350	●						実増			
観応2年	1351			○						供僧・学衆で下地を分割	
文和元年	1352			○							
文和2年	1353			○							
文和3年	1354										
文和4年	1355	●		△	△	△	12.18				
延文元年	1356			△	△	△					
延文2年	1357			△	△	△					
延文3年	1358										
延文4年	1359	●		△	△	△		興雅			
延文5年	1360										
康安元年	1361	●		△	△	△		信広ら			大風
貞治1年	1362										
貞治2年	1363	●		△	△	△	7.142+8.565	祐尊			
貞治3年	1364			△	△	△					
貞治4年	1365	●		○			10.03				大洪水
貞治5年	1366	●		○			4.123		祐尊		
貞治6年	1367			○							大早魃
応安元年	1368	●		○							早魃
応安2年	1369	●		○			3.282+1.525+2.1+0.4				
応安3年	1370										
応安4年	1371			○							
応安5年	1372			○							
応安6年	1373										大風
応安7年	1374			○							
永和元年	1375	●		○							
永和2年	1376	●		○			2.2+0.087+0.115+3.7				大水
永和3年	1377	●		○						惣庄一揆(祐尊排斥)	
永和4年	1378	●					4.11+1.15+1.517			祐尊罷免	
康暦元年	1379			○				井上入道道門			
康暦2年	1380			○				／明濟	明濟		
永徳元年	1381			○							早魃
永徳2年	1382			○							
永徳3年	1383	●		○			5.785+0.625+α				
至徳元年	1384	●		○							
至徳2年	1385	●		○			8.773+α+α				
至徳3年	1386			○							
嘉慶元年	1387			○							
嘉慶2年	1388										
康応元年	1389	●		○			0.743				
明徳元年	1390	●		○			3.763				
明徳2年	1391			○							
明徳3年	1392	●		○			0.347				
明徳4年	1393			○						一揆(逃散)	
応永元年	1394	●		○						～	
応永2年	1395	●	(内検算用状)	○						～	
応永3年	1396	●	(内検)	○			4.307			～	
応永4年	1397	●		○			0.204			一揆	

年以降で画期となるのは建武2(1335)年に東寺によって内検が実施され、建武4(1337)年に大法師良朝が例名・重藤(学衆方)并那波・佐方等の所務(年貢徴収事務など)を請け負う請文を提出していることである(113)。そして、貞和3(1347)年には杲宝が継承する(154)。一方、例名・重藤供僧方も貞和2(1346)年に多聞丸(のちの実増)が預所職に補任されたようである(205-2)。その後だれが代官に補任されているかについては、任初の年にその実名を記載した(「代官」の項)。

また、この項には、直務期の矢野庄の政治を特徴づける一揆についても記載している。一揆の政治的構図は様々であるが、いずれも百姓等が主体であることは変わりなく、一揆の時期は政治的高揚期と捉えてよいであろう⁴⁶⁾。そうした一揆のなかで「河成」がどう認定されていたのかは「河成」をめぐる政治分析のポイントとなる。

そして、貞和2(1346)年から寛正元年まで115年間、学衆方ではほとんど途切れることなく、決算報告書である算用状が残されている(「散用状有無」の項)。ここには、算用状でどれだけ「河成」が認定され、どれだけ年貢等が免除されたのかが記載されている(「河成分米」の項)。この長期にわたって、ほぼ途切れることなく「河成」認定の記録が残されていることこそ、気候の周期的変動とその社会的、政治的関係性を把握するため矢野庄が注目されている理由である。

一方、内検と「河成」認定との関連を示すために、内検帳が残されているか否かの「内検帳有無」の項を設けた。内検帳は、建武2(1335)年(106)、貞和5(1349)年(167, 169)、応永11(1404)年(625)、永享5(1433)年(826)、永享12(1440)年(871)、嘉吉3(1443)年(915~917)、文安2(1445)年(932)、宝徳3(1451)年(991)、長禄1(1457)年(1031, 1032)、長禄4(1460)年(1059, 1065)の10年

分、15点が残されている。後で触れる通り、意外に内検帳は残されていない。なお、早魃や洪水など矢野庄の気候を知るうえで関連する情報を「備考2」に示した⁴⁷⁾。

次に、表2の中心となるのは、「認定有無」の項である。河成の認定年がわかるのは、暦応2(1339)年の「例名西方田畠斗代定帳」(123)以降であるが、貞和2年(1346)から直務代官支配が終わる寛正1(1460)年までの114年の間に、38年の「河成」認定が確認できた。3年に1回は「河成」が認定されていた勘定である。

次に、河成が認定された地域をみてみたい。内検帳などの史料から、「河成」地名が700点収集できた。図2は、榎原の地名比定図⁴⁸⁾を参照しながら貞和5年、文安2(1445)年、永享9(1457)年の「河成」が確認できる地名を記入したものである。福嶋は貞和5年の河成の範囲について、「被害は矢野川の最奥ノウケイ谷から始まり、矢野川と小河川の合流点の七条、十三条という平野部が最もひどく、反対に雨内、入野等現在は溜池による灌漑の行われている地帯には被害の少なかったことが」と述べているが⁴⁹⁾、実際に「河成」が認定されているのは、「ナラワラ」、「イモシヤ」、「セウキ」、「桜田」、「コセ元」、「クボタ」で、小河川合流点とその下流に集中しており、その妥当性が確認できた。

また、小字レベルの微細な地域の「河成」の履歴も明らかになってきた。例えば矢野川と小河川との合流地点のさらに下流の「桜田」は、すでに建武2(1335)年の内検の段階で一筆15代すべてが「河成」と認定されているが(106)、貞和5(1349)年の洪水によって10代の「当年川成」が、第三章で示した政治的経緯で追加認定された(186)。そして永享9(1437)年5月、新田30代すべてが「河成」として認定されている(861)。「桜田」は、水域化(河成)と陸域化(新田開発)、そして水域化(河成)を繰り返していたまさに

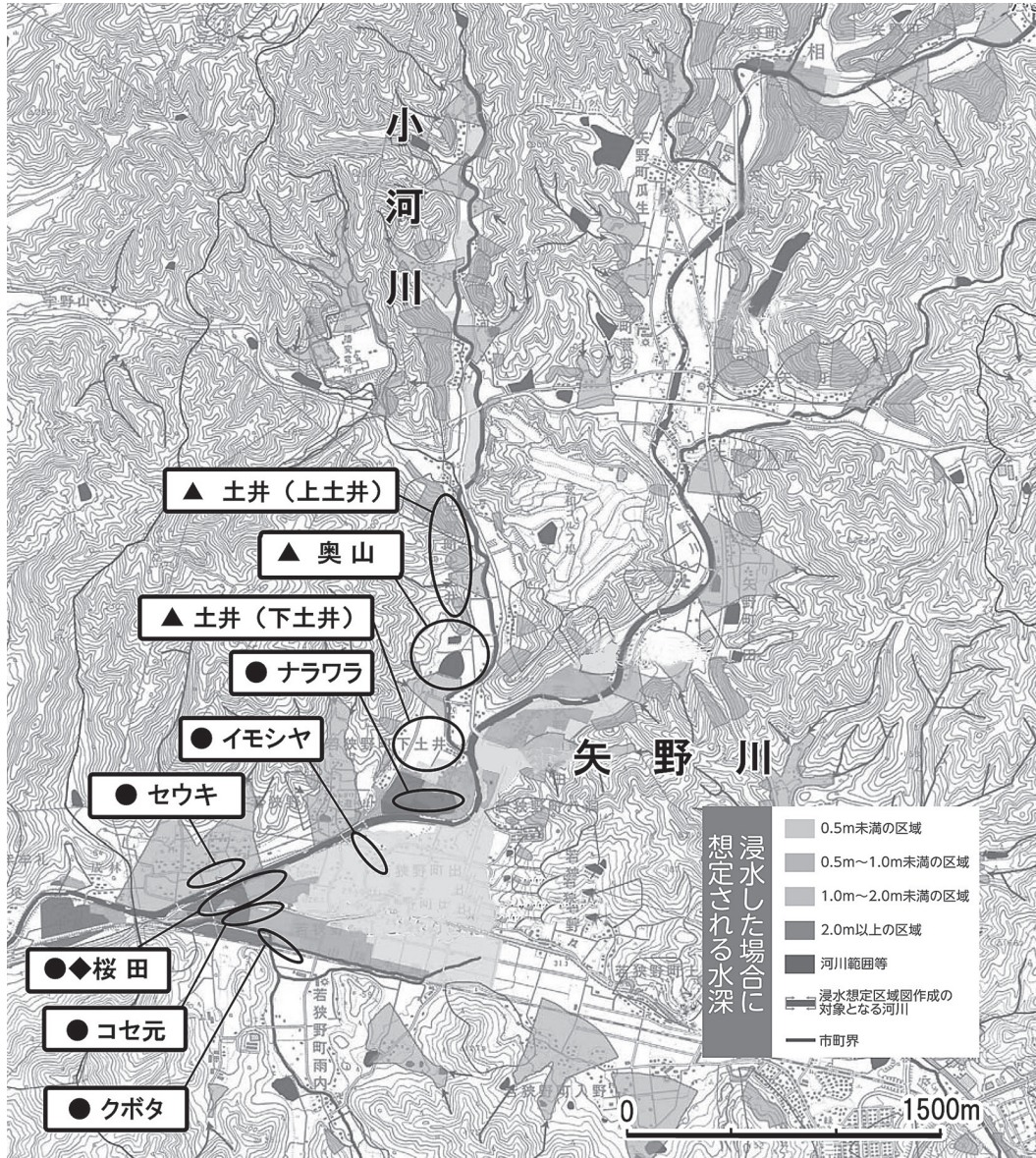


図 2 播磨国矢野庄における「河成」認定地域
(矢野川・小河川合流地点付近)

資料：兵庫県相生市発行「洪水・土砂ハザードマップ 相生宗夫野川中核区」(web上で掲載)に加筆。

注) ●貞和5 (1349) 年, ▲文安2 (1445) 年, ◆永享9 (1457) 年の河成の認定地域を記載したものである。地域の比定については、榎原雅治「汎矢野庄の空間構成」(『鎌倉時代の社会と文化』東京堂出版, 1999)を参照した。地名表記も榎原論文による。但し、貞和5年に河成が認定されたイノサキ、カトヤ、クタンタ、サカネ、シモアレク、シモカキウチ、「下荒三」、スミウチ、スミキタ、スミニシ、チクマ、ナカタ、ナカレタ、ヌマタ、ハシツメ、マツハラ、ユノキカイトと永享9年に河成が認定されたツカサヤマについては、今回は比定できなかった。本図の作成は、下高理恵が行った。

「水辺」と評価できる。政治的に認定される「河成」ではあるが、堆積物の分析と併せ

ば、今後「水辺」の履歴が復元できる貴重なデータベースとなるであろう。

(2) 内検なき「河成」認定

以上を確認した上で、「水辺」の地域資源を主題とする本論が問題としたいのは、内検帳が残されているのは僅か10年分しかないということである。では、内検帳が作成されないのにどのようにして「河成」が認定されていたのであろうか。ここで、評定引付も算用状もともに残存する唯一の事例である貞治4(1365)年の「河成」の認定プロセスを見てみたい。貞治4年といえば、矢野庄で最も激しい永和3(1377)年の惣庄一揆で罷免される祐尊が学衆方代官で、供僧方代官は実増であった時期である⁵⁰⁾。

算用状によれば、貞治4年5月26日、大洪水が矢野庄を襲う(284)。しかし、この時すぐには「河成」は問題とはされない。それが、政治課題となるのは、7月2日のことである⁵¹⁾。学衆方の評定事書のなかに、「一、当年河成事、為両給主、不失公平之様、可有執沙汰事」とある。ところが、9月13日、再び大洪水が矢野庄を襲う(284)。9月24日、このときはさまざま学衆方の評定の場で百姓等の申状が披露された⁵²⁾。しかし、評議の結論は、「当年非天下一同之儀之上者、更不可口(有)許容之由、可令下知之旨、治定了」というものであった。

しかし、10月に入り、百姓等は再び「旱水損」についての申状を提出する⁵³⁾。学衆方は次のように評議している。

【史料4】

矢野庄百姓等申、地下旱水等損亡事、彼申状披露之処、去九月中旬之比、雖捧損亡申状、無許容、被追下了、重可申者、不日可言上之処、隔数日、将又同篇申状、每事紆謀至極、太不可然、若実令損失者、西収之期□□(以前)事[]処、於作稻者、定悉荊(苺)之者歟、此上者、争可有損免之儀哉、漸又雖可被免之員数等、難比定之上者、上使下向後、田所已下者、令談合、任言上之旨、追可

有沙汰(云々)、

ここで重要な点は、どうして「西収」すなわち秋の収穫以前に申請しないのだと学衆方が叱責している点で、百姓等が内検を申請していなかったことは疑いない。内検を実施すべきだといった意見は、百姓等にも学衆方にもどこにも見当たらないのである。

では、この結末はどうなったのであろうか。11月27日の評定を見てみよう。

【史料5】

矢野庄損亡事、重以申状、歎申之間、披露之処、両代官・田所已下、以内書、如申入者、可被免三十石(云々)、雖然、評議之趣、可為十五石也、以此旨、可被仰下(云々)⁵⁴⁾、

結局、30石の申請に対し、15石が免除された。ここで問題としたいのは、こうした政治のもとで、実際にどのように河成等の損免が認められたかである。この点を貞治4年12月の算用状で確かめてみたい(284)。

【史料6】

除

六石五斗一升七合七勺 河成(公田・重藤河成坪付/先々進上了)

(中略)

重除

七石五斗 損米

壹石三合 当年五月廿六日・九月十三日 依大洪水河成、坪付別進之、

壹石六升三合二勺 同年水損、坪付同別進之、

并九石五斗六升六合二勺

*割注の改行は「/」で、合点は「□」で示す。

最初に指摘しておきたいのは、貞和5(1349)年同様「河成坪付」が作成されている

ことである。しかし、それより本論にとって重要な点は、年貢等の免除額である。「除」として「河成」6石5斗1升7合7勺を含む8石3斗6升4合7勺、「重除」として「河成」1石3合及び水損1石6升3合2勺を含む9石5斗6升6合2勺、総計17石9斗3升9勺が免除されている(夏麦二斗二升五合、大豆四斗一升を除く)。この数字の評価は微妙ではあるが、論者は、「三十石」ではなく「十五石」とするという領主の決定に、代官等・百姓等が従ったものと判断した。つまり、損免の額は、まず交渉で領主により政治的に損免総額の大枠が決められ、それに基づいて、帳簿上の額がそれに合わせる形で処理されたと考えるのである。

以上の「内検なき「河成」認定」のプロセスが明らかになったことで、「河成」認定されているからといって、それが正確な被災面積に基づくとは限らないことは説明するまでもないだろう。重要なことは、「河成」認定のほとんどが、内検なくして認定されているという事実である。とすれば、洪水により水域となったのにも関わらず、米などの年貢等が課税される水域が存在するということになる。ここで、ようやく「水辺」の地域資源の歴史的意義に関する議論を出発させることができる。

V. おわりに―「河成」と地域資源―

以上、本論においては、まず、矢野川水系に属する地域の「水辺」を完新世段丘下の現氾濫原面に措定した上で、矢野川流域の魚類相を確認し、水産資源が14世紀から15世紀にかけて地域に留保された地域資源と考えた。次に、「河成」認定について検討し、「河成」が洪水によって発生した荒地ではなく、河そのものと認定されたものと捉えた。そして、「河成」を認定する検注も内検も、領主と代官等と百姓等との政治的交渉を経て実施されており、「河成」認定は政治の所産であるこ

とを再確認した。

その上で、矢野庄の「河成」認定を分析し、確認できた40件の「河成」認定のうち内検帳が残されているのは僅か10件に過ぎず、「内検なき「河成」認定」も確認することができた。そして、まず領主と代官等・百姓等との交渉で損免総額の大枠が決められ、そのうちに帳簿上処理された可能性を指摘した。

以上の成果を踏まえた上で、「河成」と地域資源との関わりで今後注目したいのは、現地で「河成」として「坪付」が作成されるものの、領主から免税されない水域(河そのもの)が存在した点である。なぜなら、逆に言えば、水域であるにもかかわらず、米などの年貢等が課税される空間が存在したことになるからである。とすれば、そこにおける主要な地域資源とは、在地に留保されていた水産資源ということになるのではないだろうか⁵⁵⁾。

本論で得た結論は、「河成」とは、「水辺」という生産性の高い空間が水域化した際に、その利益・不利益を領主・代官等・百姓等が政治により調整するシステムであったというもの⁵⁶⁾、いずれにせよ、最後に再確認したいのは、「河成」認定が降水量の変動にそのままに沿ったものとなるとは限らないということである。そこには小さくても常に政治がある。論者は「人間中心主義でも環境決定論でもない新しい試行錯誤⁵⁷⁾」を試みたいと考えるが、主体である自然そのものの論理による降水量の変動を要因とする陸域の水域化が発生したとしても、主体である人間は、それさえも利用して自らの利益を確保しようとするのであり、そうした両者の関係を捉えた「物語」を描いてみたいと思う。

なお、本論で具体的に検討した貞和5(1349)年と貞治4(1365)年の降水量データを参照する必要性を痛感しているが、果たせなかった。次の課題としたい。

(滋賀県立琵琶湖博物館)

〔付記〕

本論は琵琶湖博物館総合研究「前近代を中心とした琵琶湖周辺地域における自然および自然観の通時的変遷に関する研究」（研究代表者橋本道範）及び科学研究費補助金基盤研究(B)「琵琶湖地域を対象とした地域環境史モデルの構築」（研究代表者橋本道範）の資金を利用して作成しました。文献については相生市立図書館の桑本健一氏、秋山美佳氏のご教示をいただきました。また、原稿の作成に当たっては、勅使河原拓也氏にご教示をいただくとともに、夏原浩子氏、下高理恵氏の補助をいただきました。

〔注〕

- 1) ①藤木久志編『日本中世気象災害史年表稿』高志書院、2007。②高木徳郎『日本中世地域環境史の研究』校倉書房、2008。③水野章二『中世の人と自然の関係史』吉川弘文館、2009。④西谷地晴美『日本中世の気候変動と土地所有』校倉書房、2012。⑤井原今朝男編『環境の日本史3 中世の環境と開発・生業』吉川弘文館、2013。⑥磯貝富士男『武家政権成立史—気候変動と歴史学—』吉川弘文館、2013。⑦田村憲美「自然環境と中世社会」（大津透ほか編『岩波講座 日本歴史 第9巻』岩波書店、2015）、245-278頁など。また、地理学の⑧佐野静代『中近世の村落と水辺の環境史—景観・生業・資源管理—』吉川弘文館、2008も重要である。
- 2) 橋本道範『日本中世の環境と村落』思文閣出版、2015。
- 3) 中塚武「気候と社会の歴史を診る—樹木年輪の炭素同位体比からの解説—」（和田英太郎ほか編『地球研叢書 安定同位体というメガネ—人と環境のつながりを診る—』昭和堂、2010）、37-58頁。同「気候変動と歴史学」（平川南『環境の日本史Ⅰ 日本史と環境—人と自然—』吉川弘文館、2012）、38-70頁。同「気候変動によって人間社会に何が起こるか—歴史からの教訓」環境会議春号、2015、74-79頁。など。特に、数十年という周期で変動があることが明らかになった点が重要である。
- 4) 網野善彦『網野善彦著作集 第7巻 日本中世の非農業民と天皇』岩波書店、2008（初出1984）。
- 5) 「水辺」が実は生産性の高い空間であったことについては、近年急速に研究が進んだ。安室知『水田をめぐる民俗学的研究—日本稲作の展開と構造—』慶友社、1998。菅豊『『水辺』の生活誌—生計活動の複合的展開とその社会的意味—』日本民俗学181、1990、41-81頁。前掲1）⑧など。
- 6) 矢野庄の研究史については、さしあたり馬田綾子「矢野庄」（網野善彦ほか編『講座 日本荘園史8 近畿地方の荘園Ⅲ』吉川弘文館、2001）、356-385頁参照。
- 7) 矢野庄の成立までの事情は不明であるが、保延3（1137）年、鳥羽上皇に深く愛された美福門院（藤原得子）の庄園として成立する。田畠約163町に野地が付属した大きな庄園で、その後、いくつもの領域に分割される。そして、その一部、例名の領家職が正和2（1313）年に後宇多法皇により東寺に寄付され、さらに、文保1（1317）年には別納分（那波浦・佐方浦）と例名内の重藤名が追加される。以下分析の対象とするのは、この東寺領矢野庄である。なお、この点については、伊藤俊一「矢野庄」（東寺宝物館編『東寺とその庄園』東寺（教王護国寺）宝物館、1993）、179-180頁を参照した。
- 8) 榎原雅治「汎矢野庄の空間構成」（鎌倉遺文研究会『鎌倉遺文研究Ⅱ 鎌倉時代の社会と文化』東京堂出版、1999）、57-82頁。
- 9) 佐藤和彦『南北朝内乱史論』東京大学出版会、1979。笛木（福嶋）紀子「損免要求と荘家—揆—播磨国矢野庄—」（福嶋紀子『中世後期の在地社会と荘園制』同成社、2011、（初出1981））、153-178頁。福嶋は、損免要求は、豊凶に関わらず出されていくという傾向があると述べている。
- 10) 藤木久志「ある荘園の損免と災害—東寺領播磨国矢野荘のばあい—」（蔵持重裕編『中世の紛争と地域社会』岩田書院、2009）、361-393頁。
- 11) 田村憲美「中世における生業環境と民衆の地域社会—東寺領播磨国矢野荘の「河成」

- と気候変動をめぐる一」(悪党研究会編『中世荘園の基層』岩田書店, 2013), 11-37頁。また, 前掲1)も参照。
- 12) 伊藤俊一「応永〜寛正年間の水干害と荘園制」(海老澤衷・高橋敏子編『中世荘園の環境・構造と地域社会—備中国新見荘をひらく—』勉誠出版, 2014), 3-31頁。
 - 13) 前掲2) 398頁など。
 - 14) なお, 本論は, 科学研究費補助金基盤研究(C)「日本中世における「水辺移行帯」の支配と生業をめぐる環境的研究」(研究代表者橋本道範, 2011年度〜2014年度)によって勅使河原拓也が作成した「播磨国矢野庄河成データベース」(以下, データベースとする)を利用した成果である。このデータベースは滋賀県立琵琶湖博物館のホームページ上で公開されている。http://www.lbm.go.jp/emuseum/seika/kawanari_db.html
 - 15) 前田昇・高橋学・武田義明「相生の自然環境」(相生市史編纂専門委員会編『相生市史 第3巻』兵庫県相生市・相生市教育委員会, 1988), 609-678頁。
 - 16) 前掲15)。
 - 17) 京都府立総合資料館所蔵「東寺百合文書」テ函59号, 相生市史編纂専門委員会編『相生市史 第8巻上』「第二部 編年文書」389号。本稿においては, 史料の翻刻はすべて『相生市史』に依拠している。以下『相生市史』の史料番号のみ本文中に()で記すこととする。
 - 18) 中西哲編『播磨西部地域植生調査報告書—播磨西部地域の土壌, 植物相と植生—』播磨西部地区植生調査研究会, 1977。
 - 19) 前掲15)。
 - 20) 相生市在住の山本一潔氏のご教示による。
 - 21) 兵庫県陸水生物研究会編『兵庫県立人と自然の博物館 自然環境モノグラフ4号 兵庫県の淡水魚』兵庫県立人と自然の博物館, 2008。この文献については, 琵琶湖博物館の金尾滋史氏のご教示を得た。
 - 22) 橋本道範「一五世紀における魚類の首都消費と漁撈—琵琶湖のフナ属の旬をめぐる一—」『日本中世の環境と村落』思文閣出版, 2015, 203-250頁。
 - 23) 前掲11) 22頁。
 - 24) 富澤清人『中世荘園と検注』吉川弘文館, 1996。本論の検注に関する説明は, 基本的にこの文献による。
 - 25) 「河成」の初見は, 管見では神護景雲1(767)年の「越中国東大寺墾田野地図目録帳」である(東京大学史料編纂所編『大日本古文書 編年之5』685頁)。しかし, これは翻刻者の推定であるため, 確実な初見は, 承和2(835)年4月15日, 「民部省符写」(竹内理三編『平安遺文』58)となる。なお, 荘園制の成立については, 佐藤泰弘「荘園制と都鄙交通」(歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座3 中世の形成』東京大学出版会, 2004), 91-130頁が現時点での水準を示している。
 - 26) 小田雄三「荒田」(瀬野精一郎編『日本荘園史大辞典』吉川弘文館, 2003), 246-247頁。
 - 27) 阿部猛編『荘園史用語辞典』東京堂出版, 1997。なお, 定田と除分については, 大石直正「荘園公領制の成立をどうみるか」(峰岸純夫『争点 日本の歴史 第4巻 中世編』新人物往来社, 1991), 27-42頁を参照されたい。この文献については, 高橋敏子氏のご教示を得た。
 - 28) 大石直正「じもと 地本」(網野善彦ほか編『講座日本荘園史1 荘園入門』吉川弘文館, 1989), 417-418頁所収「荘園関係基本用語解説」。
 - 29) 保立道久「土地範疇と地頭領主権」(保立道久『中世の国土高権と天皇・武家』校倉書房, 2015), (初出2011), 427-490頁。
 - 30) これまで『相生市史』においては, 「無地・河成」と翻刻されてきたが, 「無地河成」ではないだろうか。
 - 31) 藤原明衡『新猿楽記』(川口久雄訳注『東洋文庫424 新猿楽記』平凡社, 1983)に登場する出羽権介田中豊益の業のなかに, 「或於堰塞, 堤坊, 埴掘渠, 畦畷之忙」とあり, 畦畔の構築は毎年おこなわれていたものと推測できるが, 完全に水域化されてその作業ができなくなった空間といえるのではないだろうか。
 - 32) 貞和5(1349)年9月29日, 「西方河成并水損

- 内検帳」(169)。
- 33) 大石慎三郎校訂『地方凡例録 下巻』東京堂出版、1995。この史料については、米家泰作氏のご教示を得た。
- 34) 黒川直則「中世一揆史研究の前進のために—史料と方法—」(青木美智男ほか編『一揆5 一揆と国家』東京大学出版会、1981)、247-307頁。
- 35) 前掲34)。相生市史編纂専門委員会編『相生市史 第二巻』兵庫県相生市・相生市教育委員会、1986、馬田綾子執筆分48頁など。
- 36) 中世の内検については、実施要求の主体が名主・百姓等から本所側へと変化するとした渡邊忠司「内検と毛見・内見・検見」鷹陵史学35、2009、257-281頁がある。
- 37) 「東寺学衆方評定引付」貞和五年閏六月三日条。相生市史編纂専門委員会編『相生市史第7巻』兵庫県相生市・相生市教育委員会、1990に依拠した(以下、同じ)。
- 38) 「東寺学衆方評定引付」貞和五年八月二十七日条。
- 39) 東寺から派遣される代官と在地にいる公文・田所とはほんらい別の政治的主体であるが、本論では議論を単純化するために「領主・代官等・百姓等」に区分した。
- 40) 前掲38)。
- 41) なお、このあと9月29日付で田所脇田昌範単署の「西方河成并水損内検帳」が作成されているが(169)、作成の理由を明らかにすることができなかった。
- 42) 「東寺学衆方奉行引付(観応元年)」所収観応元年2月30日「法橋真祐書下案」。
- 43) 「東寺学衆方奉行引付(観応元年)」所収東寺事書案。
- 44) 黒川や馬田は貞和5年の「河成」は認められなかったと結論づけたが、論者は認定されたと結論づけた。これは、現在の災害補償は年度をまたがるという琵琶湖博物館の井関明子氏(河川工学)のご教示によるところが大きい。
- 45) 「河成」を拒否する領主の行動原理について、論証はできないが、論者は、単に税金を維持しようとしたというより、在地に留保されている権益を積極的に切り崩そうとした可能性もあると考えている。
- 46) 佐藤和彦「中世後期における矢野荘の諸一揆—「東寺学衆方評定引付」を読む—」(東寺文書研究会編『東寺文書にみる中世社会』東京堂出版、1999)、286-309頁。
- 47) これについては、藤木らの関連文献は参照しているものの、史料を網羅的に収集できていないが、参考として掲げた。
- 48) 前掲8)。
- 49) 前掲9) 159頁。
- 50) 祐尊については伊藤俊一「高井法眼祐尊の一生」(『室町期荘園制の研究』塙書房、2010(初出1992)、251-300頁参照)。
- 51) 「学衆方評定引付」貞治4年7月2日条。
- 52) 前掲51) 貞治4年9月24日条。
- 53) 前掲51) 貞治4年10月8日条。
- 54) 前掲51) 貞治4年11月27日条。
- 55) 「河成」に認定された河道が、最低一年間以上河道のままであったとしても、乏しい水量に過ぎないことも考えられる。しかし、矢野庄の事例ではないが、水量が乏しい河原であってもそこにおける水産資源はその日の生活を支えるために重要であった(前掲2))。したがって、仮に水量が乏しくても「河成」認定された河道における水産資源は、「水辺」の地域資源として重視すべきである。
- 56) 本論では触れることができなかったが、「河成」は、水田等再開発の対象とされ、だれが「河成興行」(復興)の利権を獲得するのかという問題が発生する。水害がビジネスチャンスをもたらすという視点は、武井弘一『江戸日本の転換点—水田の激増は何をもたらしたか』NHK出版、2015より学んだ。
- 57) 小塩和人『水の環境史—南カリフォルニアの二〇世紀—』玉川大学出版、2003。